

## 公益社団法人日本金属学会 World Materials Day Award 規程

### (規程の目的)

第1条 この法人の調査・研究事業のうち、IOMMMS(International Organization of Materials, Metals and Minerals Societies)の国際学術交流の連携活動の一環としてこの法人が行う World Materials Day Award に係る事業を公正かつ適切に行うため、理事会の決議により、この規程を定める。

### (名称)

第2条 この規程の名称は、World Materials Day Award 規程と称する。  
2 この規程の名称を変更する場合は、理事会の決議を要する。

### (事業の目的)

第3条 この事業は、世界の材料分野のプレゼンス向上のために制定された World Materials Day(毎年11月の第1水曜日)に、世界同時に、「材料に関する知識とその重要性を社会や若者に啓発する活動」に貢献があった学生又はそのグループを顕彰することを目的とする。

### (費用と収益)

第4条 この事業の費用は、この法人の国際学術交流資金の運用利息で賄う。  
2 前項で賄えない場合は、この事業を縮小する。

### (会計)

第5条 この事業に係る予算及び決算は、理事会の決議を要する。  
2 前項の予算及び決算は、この法人の収支予算書及び収支決算に記載する。

### (事業の運営組織)

第6条 この事業は、国際学術交流委員会が行う。

### (事業の内容)

第7条 事業の内容は次の各号による。

- (1) 募集
- (2) 選考
- (3) 表彰
- (4) 結果の公表

### (募集)

第8条 募集は、次の各号による。  
(1) 募集は、この法人の会報の会告による。  
(2) 会員又は非会員を問わず応募できる。

2 その他募集に必要な事項は、国際学術交流委員会の決議により、World Materials Day Award 規則に定める。

(選考)

第9条 選考は、次の各号による。

(1) 選考は、提出された応募作品及びこの法人の講演大会に展示された応募作品の説明を基に行

う。

(2) 選考は、講演大会期間中に行う。

(3) 選考委員会の委員長は国際学術交流委員会委員長、委員は会長、副会長、分科会企画委員長、各種賞検討委員長、国際学術交流副委員長及び事務局長とする。

2 その他選考に必要な事項は、国際学術交流委員会の決議により、World Materials Day Award 規則に定める。

(表彰)

第10条 表彰は、次の各号による。

(1) 表彰は受賞者の所属する機関で行う。

(2) 授賞は賞状及び副賞の賞金とする。賞金は5万円とする。

2 その他選考に必要な事項は、国際学術交流委員会の決議により、World Materials Day Award 規則に定める。

(結果の公表)

第11条 この法人は、表彰の結果を公表する。

2 前項の方法として、この法人の会報若しくはホームページを利用することができる。

3 前項の方法として。公表内容が少ない場合は、この法人の事業報告書に記載することで代用す

ることができる。

4 IOMMMS の指定する方法により、結果を海外において公表することができる。

(委員会の関与)

第12条 この規程に疑義が生じた場合は、国際学術交流委員会で協議する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を要する。

(規則)

第14条 この規程に必要な事項は、国際学術交流委員会の決議により、World Materials Day Award 規則に定める。

附則

1. 平成 22 年 12 月 6 日 制定(第 866 回理事会決議)
2. 平成 23 年 2 月 1 日 一部改訂(第 867 回理事会決議) 委員会の関与の条文の改訂
3. 平成 25 年 3 月 1 日 一部改訂(第 884 回理事会決議) 法人名称変更他